

平成28年度 名古屋港管理組合行政評価 講評(平成28年8月16日)

関西学院大学専門職大学院経営戦略研究科

教授 稲沢 克祐

1 平成27年度の講評において指摘した「留意点」への対応について

「平成27年度名古屋港管理組合行政評価 講評」において、平成27年度は、平成26年度に策定された政策体系2018の実施初年度の実績に対する評価であるという認識から、平成28年度以降の評価水準の向上を企図して、次の3点を課題として指摘した。第1に記述の連動性、第2に施策評価指標と事務事業評価指標の階層性、第3に民間活力導入の視点について、である。以下、当該3点について、平成28年度の行政評価を検証する。

記述の連動性とは、「展開」の記述において、PLAN(目的・展開内容)、CHECK(成果目標の状況・27年度に取り組んだ内容など)、ACTION(課題・28年度以降の取組方針)の各欄の記載に連動性が求められることを意図している。各欄の連動性について検証した結果、その整合性は図られていることが確認された。

施策評価指標と事務事業評価指標の階層性とは、前者が後者の上位の指標であることから重複はあり得ないという指摘である。検証した結果、2箇所に重複があった。当該事例では、施策評価指標は妥当であると考えられるので、事務事業評価指標を活動レベルの指標に修正することによって、今後の評価における指標階層のロジックは完成することになる。

第3の民間活力導入の視点は、今後も引き続き求められる姿勢である。そのため、今後に向けて、さらに留意すべき点として、インフラ系資産の新設・更新における民間資金の導入・民間ノウハウの活用と、集客等のソフト事業へのそれでは、アプローチも異なるという視点を持つ必要があることを指摘しておきたい。特に、インフラ系資産の新設・更新等が政策体系2018では大きなウェートを占めることを考慮すれば、前者において、より一層、実行段階における民間資金の導入を模索する必要があるだろう。

2 平成28年度に実施された行政評価について

平成26年度から30年度までの5年間を計画期間とする政策体系2018において、平成28年度は、その折り返し点に当たる年度である。5年間を計画期間とする場合、当

初の2年間（平成26・27年度）の実施状況を検証し、次の2年間（29・30年度）に検証結果により導出された方向性を反映し、最終年度において目標達成を企図するための結節点となる年度が平成28年度である。この理解を基に、平成28年度行政評価を検証した結果、平成28年7月29日に開催された「名古屋港管理組合政策体系に基づく行政評価講評会(以下、「7月29日講評会」という。）」において、今後の行政評価のために以下の点を指摘した。

（1）平成27年度までに完了した個別計画策定事業について

平成27年度までに完了した事務事業のうち、特に、個別計画策定を目的とする事務事業については、平成28年度以降は、当該個別計画の進捗管理を行っていくことになる。政策体系2018では、これらの個別計画に係る策定業務も政策体系に位置付けることによって、政策体系2018に個別計画を包摂するマスタープランの位置付けを付与していると理解できる。その点に鑑みれば、策定された個別計画の進捗管理を図るという姿勢を、「4 課題・28年度以降の取組方針」欄に明記しておくことが求められる。

（2）目標年度の延伸について

平成28年度の評価においては、目標年度の延伸が評価シートに記述されている。これは、前述したように、平成28年度が政策体系の折り返し点であるという理解に立てば、むしろ、26年度、27年度の2年間を検証した結果の対応であり、評価できる姿勢である。一方で、目標年次を延伸する事務事業について、いつ、どのような理由で延伸したのか、わかりにくい事務事業がある点を指摘したい。政策体系2018の先進性として、「指標に影響する外部要因」が明示されていることが挙げられるところである。今後、目標年度を延伸する場合には、こうした外部要因等の記述を援用するなどによって、具体的に理由を説明することが望ましい。

（3）選択と集中について

「選択と集中」という指摘は、平成26年度行政評価における講評の中で一度指摘している。平成28年度の行政評価においては、28年度以降の方向性について「成果を拡大」と評価した事務事業の中から、「政策的観点から、より取組を強化すべき事務事業について、重点化とする」という手法によって明確化された点は十分に評価できる姿勢である。一方

で、【重点化】とされている事務事業は全体で2つにとどまっていること、重点化の理由が必ずしも明確に記述されていないことが課題であろう。付言すれば、重点化する事業数が問題であるということではなく、「重点化」とは、相対化であり、資源配分を相対化させることに意義がある点に留意して、重点化理由を記述することが求められると理解されたい。

なお、(1)、(2)、(3)については、7月29日講評会后、全て適正に加筆・修正されている。

名古屋港管理組合の政策体系に基づく行政評価は、数値目標達成度の点からの実績評価および施策・事務事業の妥当性、有効性などの視点からの定性的評価によって改善事項を具体的に導出する点で、先進的な内容となっている。上記の3点の指摘事項についても、その先進性に鑑み、あえて指摘することによって、さらなる発展を願うものである。